

R016. 2-Ka62ウ

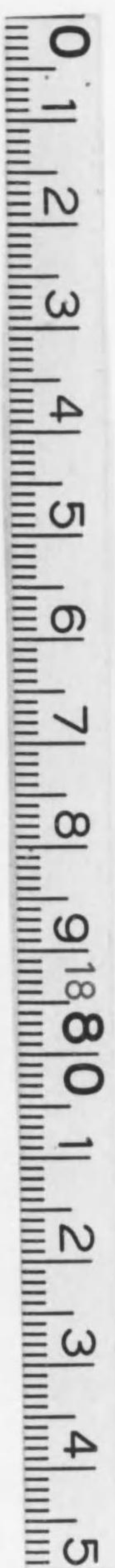


1200500765559

R016.2  
62  
Ⓜ

千代田  
大廳圖書館  
要覽

同館編  
昭和十六年



始



278

363

覽

要

21/8

9

館書圖廳太樺

覽



R  
016.2  
KA62  
要

發行所寄贈本

館書圖廳太樺





目次

沿革……………一

  榑太應圖書館規則……………二

  榑太應圖書館處務規程……………八

  榑太應圖書館貸出文庫取扱手續……………一〇

  公立、私立圖書館規則……………一〇

  市町村立(私立)圖書館準則……………一三

  圖書館設置規格……………一六

現況……………一八

  建物—藏書—閱覽—分類—目錄—經費—職員—舊職員—圖書寄贈者……………一八

  圖書館日誌抄—讀者之聲—存立意義—歴史—種類—仕事—利用……………三二

278  
363

一 沿革

昭和七年一月十五日 榑太教育會は榑太文化擴充の目的を以て豊原市に同附屬圖書館を設立す。

昭和十一年八月七日 榑太教育會附屬圖書館を榑太廳に移管し榑太廳圖書館となる。

昭和十一年八月七日 榑太廳令第四十七號及榑太廳訓令第六十號を以て榑太廳圖書館規則並同處務規程公布され館長以下職員任命せらる。

昭和十二年九月一日 準備完了と同時に開館し同月二十日開館式を兼ね在豊原名士を招待圖書館經營に關する意見を聽く大懇談會を開催す。

昭和十二年十二月三十一日 事務室を増築す。

昭和十四年五月四日 出納室を改造し一部開架式となす。

昭和十四年六月十五日 全島支廳及出張所並市町村に貸出文庫を廻付す。

昭和十五年二月二十一日 少年圖書閱覽室竣功す。

昭和十五年三月十七日 榑太廳令第二十三號及同廳告示第四十七號を以て公立私立圖書館規則及市町村立(私立)圖書館準則を公布し榑太に於ける公私立圖書館設置の根本法規を制定し茲に榑太圖書館界の指標確立す。

昭和十五年三月三十一日 圖書館設置規格を制定し圖書館設置の市町村に對し其の標準を指示す

昭和十五年八月七日 事務室増築す。

## 二 樺太廳圖書館規則

昭和十二年八月七日  
廳令第四十五號

### 第一章 總 則

第一條 樺太廳ニ圖書館ヲ置ク

第二條 圖書館ハ圖書記録ノ類ヲ蒐集保存シ公衆ノ閱覽ニ供シ其ノ教養及ビ學術研究ニ資スルヲ以テ目的トス

圖書館ハ社會教育ニ關シ附帶施設ヲ爲スコトヲ得

第三條 圖書館ノ公開時間左ノ如シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルベシ

自四月三十一日 午前九時ヨリ午後九時迄

自十一月三十一日 午前十時ヨリ午後八時迄

第四條 圖書館ノ休館日ハ左ノ如シ但シ臨時休館日ハ其ノ都度之ヲ定ム

年 末 年 首 十二月二十八日ヨリ翌年一月五日迄

祝 祭 日

樺太神社例祭日

圖書館創立記念日 (八月七日)

館内掃除日 毎月曜日

曝 書 期 八月、九月中凡ソ十四日間

第五條 館内閱覽ヲ爲スコトヲ得ル者ハ年齢七年以上ノ者ニ限ル

傳染病ノ疾患アリト認ムル者又ハ館内ノ風紀ヲ害シ若ハ靜肅ヲ害スル虞アリト認ムル者ハ登館ヲ許サズ

第六條 本圖書館ニ功勞アル者又ハ館長ニ於テ適當ナリト認メタル者ニハ優待券ヲ交付スルコトアルベシ

第七條 優待券ハ圖書ノ携出ニ關シ携出券ト同一ノ效力ヲ有ス

第八條 閱覽人ニ於テ圖書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ館長ノ指定ニ從ヒ同一ノ圖書又ハ相當ノ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシム但シ情狀ニ因リ其ノ義務ヲ減免スルコトアルベシ

前項ノ辨償義務ヲ了セザル者ハ閱覽スルコトヲ得ズ

第九條 圖書館ノ規定ニ違反シタル者又ハ館員ノ指示ニ從ハザル者ハ退館セシメ又ハ其ノ情狀ニ因リ期限ヲ定メ入館ヲ禁ズルコトアルベシ

### 第二章 圖書ノ閱覽

第十條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ閱覽票ニ所要事項ヲ記入シ圖書ヲ借受クベシ

第十一條 圖書ヲ閱了シ返還セントスルトキハ圖書ト引換ニ閱覽票ヲ受取り館員ニ引渡スベシ

館員圖書ヲ查收シタルトキハ閱覽票ニ捺印シ圖書館ノ返還ヲ證明ス

第十二條 一時ニ閱覽スルコトヲ得ベキ圖書冊數ハ左ノ制限内トス

一 優待券ヲ有スル者 制限ナシ

- 二 普通閱覽者
- 一 冊
- 二 冊
- 三 冊
- 二 兒童

第十三條 閱覽中館外ニ出デントスルモノハ外出券ヲ請求シ閱覽中ノ圖書ハ假ニ館員ニ渡シ置クベシ

前項ノ外出券ハ歸館ノトキ之ヲ携帶スベシ

第十四條 圖書ノ閱覽ハ年齢十二歳未満ノ者ニ在リテハ少年閱覽室其ノ他ノ者ニ在リテハ普通閱覽室ニ於テナスベシ但シ館長ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

特別閱覽室ノ利用ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十五條 閱覽人ハ左ノ各號ヲ遵守スベシ

- 一 圖書ノ閱覽ハ閱覽室ニ於テナスベシ但シ貴重ノ圖書ハ館員ノ指定シタル場所ニ於テ閱覽スベシ
- 二 圖書ハ鄭重ニ取扱フベシ
- 三 閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀、雜誌、喫煙スベカラズ
- 四 机、椅子ヲ猥リニ移動スベカラズ
- 五 閱覽ニ關スル揭示館員ノ指示ニ從フベシ

### 第三章 圖書ノ携出

第十六條 圖書館所藏ノ圖書ヲ携出借覽セントスル者ハ圖書携出券ノ交付ヲ受クベシ

第十七條 圖書携出券ノ交付ヲ出願シ得ル者ハ年齢十七歳以上ニシテ本島内ニ居住スル者ニ限ル

第十八條 圖書携出券ノ交付ヲ受クントスル者ハ豊原市ニ住所ヲ有シ館長ニ於テ身許確實ト認メタル保證人ヲ要ス但シ館長指定ノ保證金ヲ納メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 圖書携出券ノ有効期間ハ交付ノ日ヨリ起算シ一年トス

第二十條 圖書携出券ヲ亡失汚損シ又ハ裏面記載欄ノ空欄ナキニ至リタル時ハ直ニ其ノ旨ヲ館長ニ届出デ再交付ヲ受クベシ

第二十一條 携出閱覽料ハ一年一圓トス但シ前條ノ亡失汚損ニヨル再交付ヲ受クル場合ハ其ノ都度手數料二十錢ヲ納付スベシ

前項料金ハ納付後如何ナル事由アルモ之ヲ返付セズ

第二十二條 携出閱覽人本島内ニ居住セザルニ至リタルトキハ爾後其ノ携出券ハ無効トス

携出者又ハ其ノ保證人其ノ居所若ハ氏名ヲ變更シタルトキハ其ノ旨直ニ圖書館ニ通知スベシ

第二十三條 前條及第二十條ノ手續ヲ怠リタルガ爲圖書館ニ損害ヲ與ヘタル場合ハ當該携出券記名者若クハ保證人ニ於テ之ガ賠償ノ責ニ任ズベシ

第二十四條 携出シ得ベキ圖書ハ携出禁止圖書以外ノモノニ限ル但シ携出禁止圖書以外ノモノト雖モ圖書館ノ都合ニ依リ携出ヲ許サザルコトアルベシ

第二十五條 左ノ圖書ハ之ヲ携出スルコトヲ得ズ

- 一 貴重圖書

二 辭書、事彙及全集類

三 寫真帖及法帖

四 館内閱覽ニ支障ヲ生ズル圖書(學生參考書、新刊圖書、雜誌)

五 事務上支障ヲ生ズル圖書(整理中ノモノ、目錄類)

第二十六條 圖書ヲ携出シ又ハ返納セントスルトキハ優待券若ハ携出券ヲ館員ニ差出スベシ

携出ニ際シテハ携出閱覽票ニ指定ノ事項ヲ記入捺印スベシ

第二十七條 一時ニ携出シ得ベキ圖書冊數ハ左ノ制限内トス

優待券ヲ有スル者 五 冊

携出券ヲ有スル者 二 冊

第二十八條 圖書ノ貸出期限ハ十日トス但シ圖書館ノ都合ニ依リ有間内ト雖モ返納セシムルコトアルベシ

圖書ノ借續ヲ爲サントスルトキハ一時所定期日ニ返納ノ上再ビ第二十六條ノ手續ニ依リ借受クベシ

第二十九條 携出圖書ノ冊數又ハ圖書携出期間ハ特ニ館長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二條ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第三十條 管内ノ官公署、學校又ハ確實ナル團體等ヨリ申込アルトキハ館長ハ相當期限ヲ付シ其ノ圖書ヲ館外ニ携出セシムルコトヲ得

第三十一條 携出券、優待券及携出圖書ハ之ヲ他人ニ貸與スルコトヲ得ズ

第三十二條 携出圖書ノ返納ヲ怠リ又ハ前條ノ規定ニ違反シタルトキハ爾後其ノ携出券及優待券ヲ無効トシ再交付セザルコトアルベシ

#### 第四章 圖書ノ寄贈

第三十三條 圖書ヲ寄贈セントスル者ハ申込書ニ所要事項ヲ詳記シ現品ト共ニ館長ニ差出スベシ

第三十四條 圖書ノ寄贈ニ要スル費用ハ寄贈者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ圖書館ニ於テ其ノ全部若ハ一部ヲ支辨スルコトアルベシ

#### 第五章 圖書ノ委託

第三十五條 公衆ノ閱覽ニ供スル目的ヲ以テ圖書ヲ委託セントスル者ハ委託申込書ニ所要事項ヲ記載シ捺印ノ上館長ニ申込ムベシ

前項圖書ニ對シテハ館長ヨリ受託證ヲ交付ス

第三十六條 委託圖書ハ圖書館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナスベシ但シ館外ニ携出ヲ許サズ

第三十七條 委託圖書ハ委託者ノ請求又ハ圖書館ノ都合ニ依リ隨時之ヲ返付スルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テハ受託證ヲ返納スベシ

第三十八條 委託圖書ニシテ毀損又ハ亡失スルコトアルモ圖書館ノ重大ナル過失ニ因ルニ非ザレバ其ノ責ニ任ゼズ

第三十九條 圖書ノ委託及返付ニ要スル費用ハ委託者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ圖書館ニ於テ其ノ全部若ハ一部ヲ支辨スルコトアルベシ

第六章 貸出文庫

第四十條 圖書閱覽ノ便ヲ有セザル者ノ爲ニ貸出文庫ヲ設ク  
第四十一條 貸出文庫ハ支廳、支廳出張所、市役所、町村役場又ハ官公立學校等適當ナル場所ニ之ヲ開設ス

前項開設ノ場所及期間ハ之ヲ告示ス

第四十二條 貸出文庫ヲ開設シタルトキハ當該支廳長、支廳出張所長、市町村長又ハ官公立學校長之ヲ管理スベシ

第四十三條 貸出文庫ノ開閉時間、休日及閱覽ニ關シテハ第三條、第四條及第十條乃至第十五條ニ準ジ管理者之ヲ定メ館長ニ通知スベシ

圖書ノ携出ニ關シテハ第十六條乃至三十二條ノ規定ヲ準用ス

第四十四條 貸出文庫ノ運搬ニ要スル費用ハ圖書館ニ於テ之ヲ支辨ス

第四十五條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十二年八月七日ヨリ之ヲ施行ス

三 樺太廳圖書館處務規程

昭和十二年八月七日  
訓令第六十號

樺太廳圖書館處務規程左ノ通定ム

第一條 樺太廳圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク

一 館長

二 司書

三 書記

若干名

若干名

館長、司書及書記ハ樺太廳職員中ヨリ樺太廳長官之ヲ命ズ

第二條 館長ハ上官ノ命ヲ承ケ館務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第三條 司書ハ上司ノ命ヲ承ケ圖書ノ取扱及保管ニ從事ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第四條 圖書館ニ左ノ簿冊ヲ備フ

一 圖書臺帳

二 圖書受拂簿

三 圖書貸付簿

四 日記

五 文書收發簿

第五條 圖書館ノ處務ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外樺太廳處務規程ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十二年八月七日ヨリ之ヲ施行ス



### 四 樺太廳圖書館貸出文庫取扱手續

- 第一條 貸出文庫ノ使用期間ハ二ヶ月乃至一ヶ年ノ範圍ニ於テ館長之ヲ定ム
- 第二條 貸出文庫編制ニ付希望アルトキハ管理者ハ豫メ其ノ希望ヲ申込ムコトヲ得
- 第三條 本館ニ於テ貸出文庫ヲ發送スル場合ハ圖書目錄、圖書貸付簿ト共ニ之ヲ管理者ニ送付スベシ
- 第四條 管理者ハ前項ノ貸出文庫受領ト同時領收書ヲ館長宛送付スベシ
- 第五條 管理者ハ適當ノ方法ニヨリ圖書ヲ公衆ニ周知セシメ且短期日ノ携出ヲ許ス等努メテ圖書ノ利用ヲ獎勵スベシ
- 第六條 管理者ハ貸出文庫ノ圖書閱覽スルモノ及携出借覽者ニ對シテハ圖書貸付簿ニ各所定ノ記入ヲ爲サシムベシ
- 第七條 管理者ハ本館ヨリ送付用紙ヲ用ヒ毎月ノ閱覽狀況ヲ調査シ翌月十日迄ニ本館ニ通知スベシ
- 定ノ箇所ニ廻付スベシ

### 五 公立、私立圖書館規則

昭和十五年三月十七日  
廳令第二十三號

第一條 圖書館ハ圖書記錄ノ類ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閱覽ニ供シ其ノ教養及學術研究ニ資スルヲ以

テ目的トス

圖書館ハ社會教育ニ關シ附帶施設ヲ爲スコトヲ得

第二條 市町村ハ圖書館ヲ設置スルコトヲ得

第三條 商工會議所、其ノ他ノ公共團體及私人ハ圖書館ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ商工會議所其ノ他公共團體ノ設置シタル圖書館ハ私立ト看做ス

第四條 圖書館ヲ設置シ又ハ廢止セントスルトキハ樺太廳長官ノ認可ヲ受クベシ

第五條 圖書館設置ノ認可ヲ受ケントスルトキハ公立ニ在リテハ管理者、私立ニ在リテハ設立者ニ

於テ左ノ事項ヲ具シ樺太廳長官ニ申請スベシ

- 一 名 稱
  - 二 位 置
  - 三 用地建物ノ面積及圖面
  - 四 開館年月日
  - 五 館 則
  - 六 閱覽所ノ設備ナキモノハ其ノ事由
  - 七 經費及維持ノ方法
  - 八 圖書館利用地域内ノ人口
- 前項第一號乃至第五號ヲ變更セントスルトキハ管理者又ハ設立者ニ於テ樺太廳長官ノ認可ヲ受クベシ

第六條 圖書館ニハ分館ヲ設置スルコトヲ得

前條ノ規定ハ分館ノ設置ニ付之ヲ準用ス

第七條 圖書館廢止ノ認可ヲ受ケントスルトキハ公立ニ在リテハ管理者、私立ニ在リテハ設立者左ノ事項ヲ具シ樺太廳長官ニ申請スルシ

分館ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

一 廢止ノ事由

二 廢止ノ期日

三 廢止後ノ圖書處分方法

第八條 私立圖書館ノ設立者ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ新舊設立者連署ノ上樺太廳長官ノ認可ヲ受クベシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ樺太廳長官ハ圖書館ノ閉鎖ヲ命ジ又ハ認可ヲ取消スコトアルベシ

一 法令ニ違反シタルトキ

二 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキ

三 六月以上理由ナクシテ開館ヲ爲サザルトキ

四 其ノ他樺太廳長官ニ於テ不適當ト認めタルトキ

第十條 圖書館ニ於テハ閱覽料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ場合ハ樺太廳長官ノ認可ヲ受クベシ

第十一條 樺太廳長官ハ圖書館事業ノ獎勵上必要アリト認めルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ獎勵金ヲ交付ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 六 市町村立(私)立圖書館館則準則

樺太廳告示第四十七號  
昭和十五年三月十七日

#### 第一章 總 則

第一條 本館ハ圖書記錄ノ類ヲ蒐集シ以テ公衆ノ閱覽ニ供ス

本館ハ社會教育ニ關シ適切ナル附帶施設ヲ爲ス

第二條 本館ノ開館時間左ノ如シ 但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルベシ

自四月一日 至 十月三十一日 午前九前ヨリ午後九時迄

自十一月一日 至翌三月三十一日 午前十時ヨリ午後八時迄

第三條 本館ノ休館日左ノ如シ但シ臨時休館ハ其ノ都度之ヲ定ム

歲 始 一月一日ヨリ同何日迄

祝 祭 日

地元神社例祭日

館内掃除日 (毎月曜日又ハ毎月末日)

曝書期 八・九月中二週間以内  
歳末 十二月 日ヨリ同三十一日迄

### 第二章 圖書 閱覽

- 第四條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ閱覽票(簿)ニ所要事項ヲ記入ノ上圖書ヲ借覽シ退館ノ時之ヲ返納スベシ
- 第五條 閱覽人ハ左ノ各號ヲ遵守スベシ
  - 一 圖書ノ閱覽ハ閱覽室ニ於テ爲スベシ但シ貴重ノ圖書ハ館員ノ指定シタル場所ニ於テ閱覽スベシ
  - 二 閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀、雜話、喫煙スベカラズ
  - 三 其ノ他閱覽ニ關スル揭示館員ノ指示ニ從フベシ

### 第三章 館外 携出

- 第六條 圖書館所藏ノ圖書ヲ携出借覽セントスル者ハ圖書携出券ノ交付ヲ受クベシ
- 第七條 圖書携出券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ本市(町村)區域内ニ居住シ圖書館長ニ於テ身許確實ト認メタル保證人ヲ要ス但シ圖書館長指定ノ保證金ヲ納メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第八條 圖書携出券ノ有効期間ハ交付ノ日ヨリ一年トス
- 第九條 携出閱覽料ハ一年 圓トス但シ亡失汚損ニヨリ再交付ノ場合ハ手数料金 錢ヲ納

入スベシ

前項料金ハ納付後如何ナル事情アルモ返付セズ

第十條 携出閱覽人地域内ニ居住セザルニ至リタルトキハ爾後其ノ携出券ハ無効トス

携出借覽人又ハ保證人其ノ氏名若ハ居住場所ヲ變更シタルトキハ其ノ旨直ニ圖書館長ニ通報スベシ

第十一條 左ノ圖書ハ之ヲ携出スルコトヲ得ズ

- 一 貴重圖書
  - 二 贈書、事彙及叢書、全集類
  - 三 寫眞帳及法帳
  - 四 館内閱覽ニ支障ヲ生ズル圖書及事實上支障アル圖書
- 第十二條 一時ニ携出借覽シ得ベキ圖書ハ三冊以内トシ携出期限ハ十日限リトス但シ館ノ都合ニ依リ期間内ト雖モ返納セシムルコトアルベシ
- 第十三條 本館ニ功勞アリタル者ニ對シテハ優待券ヲ交付スルコトアルベシ
- 第十四條 優待券ハ圖書携出ニ關シ携出券ト同一ノ效力ヲ有ス
- 第十五條 本館ニ貸出文庫ヲ設置スルコトアルベシ
- 貸出文庫ノ細則ハ圖書館長別ニ之ヲ定ム

### 第四章 圖書及金員寄附

第十六條 圖書又ハ金員ヲ寄附セントスル者ハ圖書館長ヲ經テ管理者(又ハ設立者)ニ申出ヅベシ

第十七條 寄附金ニテ購入ノ圖書及寄贈圖書ニハ寄贈者ノ住所氏名ヲ標記スベシ

### 第五章 圖書委託

第十八條 公衆ノ閱覽ニ供スル爲圖書ヲ委託セントスルトキハ其ノ目錄委託者ノ住所氏名ニ現品ヲ添ヘ圖書館長ニ申出ヅベシ

第十九條 委託圖書ヲ毀損又ハ亡失シタルトキト雖モ重大ナル過失ニ因ルニ非ザレバ圖書館ニ於テハ其ノ責ニ任ゼズ

附 則

本則ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

### 七 圖書館設置規格

昭和十五年三月三十一日  
廳 議 決 定

- 一 公立私立圖書館ニ於テハ左ノ表簿ヲ備付クベシ
  - 一 圖書臺帳
  - 二 備品臺帳
  - 三 寄贈臺帳
  - 四 圖書貸付簿 (携出借覽綴)
  - 五 圖書借覽簿 (閱覽票綴)
  - 六 豫算及決算簿

七 圖書館一覽表

八 文書收發簿

九 閱覽用圖書目錄

一〇 其ノ他必要ナル表簿

二 人口二萬以上ヲ對照トスル圖書館ニハ專任司書ヲ置クヲ本則トス

三 町村立圖書館又ハ市町村民衆ヲ對象トスル私立圖書館ニ於テハ其ノ土地ノ風俗、習慣、文化程度、産業經濟等ノ狀況ヲ考慮シ其ノ地方ノ指導啓發ニ適切ナル通俗圖書及該地方ニ關係アル郷土資料ヲ蒐集スベシ

四 市立又ハ人口一萬以上ヲ有スル町立圖書館ニ於テハ前條ノ外稍程度ノ高キ圖書竝學術研究ニ資スベキ圖書ヲモ蒐集スベシ

五 市町村圖書館ニ於ケル藏書冊數ハ其ノ利用地域内人口ノ二分ノ一ヲ標準トス

六 圖書館ニ於テハ館外閱覽ニ適切ナル施設ヲ爲スベシ

七 圖書館ニ於テハ社會教育ニ關シ左ノ附帶施設ヲ爲スモノトス

一 揭示教育

二 講習講演展覽會

三 印刷物發行

四 其ノ他適切ナル社會教育施設

八 圖書館ハ其ノ附帶施設ニ關シ教育教化團體其ノ他適當ナル團體ト共同施設ヲ爲スコトヲ得

九 圖書館ノ圖書購入費ハ其ノ利用地域人口ニ金五錢ヲ乘シタル額ヲ標準トス  
 十 圖書館ノ設置及經營ニ就テハ樺太廳圖書館ノ指導ヲ受クベシ

八 現況

本館	木造一階建	五十六坪
少年室	〃	二十一坪
書庫	〃	二十七坪
事務室	〃	十六坪
物置	〃	八坪

二 藏書

昭和十五年三月末日現在分類別藏書冊數は次表の通り

藏書調 (昭和十六年三月三十一日現在)

分類	昭和十四年		昭和十五年		增加	現在
	未現在	購入	寄贈	合計		
總記	九八二	一五六	二〇四	三六〇	一、三四二	

三 閱覽 (抜粋)

本館の閱覽は左の三種の方法に依るものとす。

- (イ) 館内閱覽 (無料) 一回三冊以内 (但し十六歳未満の者は一般閱覽室には入館出来ない、閱覽室狹隘の爲當分の間)
- (ロ) 館外閱覽 (一ヶ月一圓) 一回二冊以内で期限は十日以内とす。  
貸出資格は本島在住の十七歳以上の者にして携出券又は優待券を有する者

種別	昭和十四年未現在	昭和十五年購入	昭和十五年寄贈	昭和十五年合計	昭和十五年現在
精神科	一、〇八九	一九五	一二八	三二三	一、四一二
史科	一、二一七	二三一	七四	三〇五	一、五二二
社會科	二、三九六	四〇三	二一六	六一九	三、〇一五
自然科	七一一	一六〇	四九	二〇九	九二六
工業學	五五六	一〇三	二二	一二五	六八一
産業學	七一一	一二六	五五	一八一	八九九
美術學	四七三	一二二	三	一二五	五九八
語學	六四五	七二	一四	八六	七三一
文藝學	六、〇五三	六〇八	二四	六三三	三、六八六
兒童圖	二、三三六	四〇九	二	四一一	六四七
總計	一、二、〇八二	二、五八五	七九一	三、三七七	一、五、四五九

(ハ) 貸出文庫 各支廳同出張所及市町村宛に派出するの外各種修養道場及特種團體に廻付す 一回一〇〇冊以内期限百二十日以内  
借覽希望者は支廳同出張所及直接本圖書館に申出づること。  
昭和十五年度閱覽狀況は次の通り。

開覽人員 昭和十五年 開館 二八七

職業別	館内	館外	合計	一日平均
農業及水産業	一〇〇	二九	一二九	〇・四五
鑛業及工業	七三	九	八二	〇・二九
商業及交通業	一八四	七二	二五六	〇・八九
公務及自由業者	一、七三四	二、七九四	四、五三二	一五・七九
其他有業者	一六五	三〇	一九五	〇・六八
學生	一五、二四一	八二三	一六、〇六四	五五・九三
兒童	一五、〇六〇	一五七	一五、〇六〇	五二・四七
無職	九一八	一五七	一、〇七五	三・七五
新開覽人	五、五五四	一	五、五五四	一九・一四
計	三九、〇二九	三、九一四	四二、九四三	一四九・四九

閱覽時間  
(1) 館内 自四月至三月 午前九時より午後九時  
(口) 館外 自十一月至三月 午前十時より午後八時

閱覽冊數 昭和十五年度 開館 二八七

分類	館内	館外	合計	一日平均
總記	八、九七四	六〇一	九、五七五	三三・一
精神科	七〇一	三三〇	一、〇三一	三・八
歷史科	二、六七二	三七〇	三、〇四二	一〇・六
社會科	一、五三一	四二八	一、九五九	六・八
自然科	五、〇〇三	一九〇	五、一九三	一八・一
工業	五一〇	一五四	六六四	二・三
産業	六三三	一〇九	七四二	二・六
美術	八〇六	一四三	九四九	三・三
語文	一、九一一	五四	一、九六六	六・九
兒童文學	八、四〇五	四、八二〇	一三、二二五	四六・一
計	二三、八四一	七、二〇〇	三一、〇四一	七九・八
圖書	五三、九八七	七、二〇〇	六一、一八七	二一三・二

四分類・目録

本館使用の分類表はN・D・C（日本十進分類法）第四版に依る  
本館備付目録は

- (イ) 分類目録 印刷目録及カード目録
- (ロ) 書名目録

五經費

樺太廳圖書館經費

(昭和十六年度歳出經常豫算)

科目	費目	豫算額	備考
樺太廳費	館長俸給	二一、三六五	
	司書俸給	五、四二四	
雜給	事務員給仕	二、〇四六	俸給 加俸給
	圖書印刷費	一、六八〇	二人 (一人平均七〇圓)
	圖書講習會費	一、六八〇	二人 (一人平均七〇圓)
	展覽講習會費	六、〇九七	
	圖書印刷費	三、七八一	七人 (一人平均一・四八)
	圖書印刷費	三六〇	一人

館長 山本市太郎

六職員

備考 右ノ書庫及館修繕費ヲ含マス

費目	備考
小使	七九六 一人
臨時備	三六〇 一人 三圓此一二〇日分
旅費	一、〇四八
賞與	九、八四四
圖書印刷費	五、五〇〇
展覽講習會費	二五〇
備品費	八〇〇
筆紙墨文具費	三〇〇
消耗品費	九八〇
通信運搬費	五〇〇
電燈水道費	四五〇
旅費	九〇〇
賄費	一〇〇
雜費	六四
巡回文庫及各地圖書館指導	

昭和十二年八月七日任命

給 小	小 給	同	同	同	同	同	同	同	同	司 書	
仕 使	使 仕									書 記	
棧 政 夫	青 山 米 二	確 井 庄 次 郎	伊 藤 幸 隆 信	北 目 義 和	中 瀬 正 勝	小 瀬 西 川 源 吾	瀬 西 川 源 吾	加 藤 源 吾	中 澤 幸 一	安 倍 正 一	元 山 正 武

同 十四年六月一日同  
同 十二年八月七日同  
同 十六年五月二十三日同  
同 十四年十一月十五日同  
同 十六年五月二十一日同  
同 十三年五月一日同  
同 十四年四月一日同  
同 十四年六月十日同  
同 十五年六月三十日同  
同 十四年十二月二日同  
同 十六年四月八日同  
同 十五年九月二十五日同

(昭和十六年六月一日現在)

七 舊 職 員

昭 和 十 二 年 八 月 七 日 任 命  
同 十 三 年 三 月 三 十 一 日 退 職  
同 十 二 年 八 月 七 日 任 命  
同 十 三 年 三 月 三 十 一 日 退 職

事 務 員	司 書	事 務 員	書 記	書 記	事 務 員	書 記	給 仕	事 務 員
北 幸 泰	楠 田 五 郎 太	工 藤 幸 二	植 田 米 子	(河井) 西 田 敬 子	高 橋 一 夫	三 輪 克 明	大 槻 旭	佐 々 木 ミ 子

同 十 三 年 四 月 一 日 任 命  
同 十 三 年 九 月 十 日 退 職  
同 十 三 年 四 月 一 日 任 命  
同 十 三 年 十 二 月 十 八 日 退 職  
同 十 二 年 八 月 七 日 任 命  
同 十 四 年 四 月 十 二 日 退 職  
同 十 四 年 四 月 一 日 任 命  
同 十 四 年 六 月 九 日 退 職  
同 十 四 年 八 月 七 日 任 命  
同 十 四 年 九 月 十 二 日 退 職  
同 十 二 年 八 月 七 日 任 命  
同 十 四 年 九 月 十 二 日 任 命  
同 十 四 年 十 一 月 十 五 日 退 職  
同 十 五 年 一 月 十 二 日 任 命  
同 十 四 年 九 月 十 二 日 任 命  
同 十 四 年 三 月 二 日 任 命  
同 十 五 年 三 月 八 日 退 職  
同 十 四 年 十 二 月 十 三 日 任 命  
同 十 六 年 四 月 八 日 退 職



事務員 笠原トミ

同十五年一月二十日任命  
同十六年五月二十日退職

八 圖書寄贈者

- 結核讀本 外四冊
- 忠勇義烈新田精神 外一冊
- 局勢一斑
- 朝鮮事情 外四冊
- 夜明の太陽 外四冊
- 明治天皇御謹話
- 臺灣林業統計
- 昭和十五年版 出版年鑑 外二冊
- 紀元二六〇〇年三十五回海軍記念日を迎へて 外三冊
- 第二次歐洲大戰寫真集 外四冊
- 十九世紀初頭の露西亞學術出版
- 東京市昭和十年國勢調査附帶事業概要 外一冊
- 新撰大泊史
- 時局に關する圖書目錄 外一冊

- 輸血法研究所
- 山形正利
- 關東局官房總務課
- 棟居俊一
- カトリック教會
- 和田英人
- 臺灣總督府
- 北進堂
- 札幌地方海軍人事部
- ドイツ大使館
- 滿鐵哈爾濱圖書館
- 東京市役所
- 大泊町役場
- 帝國圖書館

- 支那事變忠勇列傳 外六冊
- 前綏遠墾務卷宗目錄表
- 花 樺
- 樺 太 年 鑑 外二十一冊
- 皇祖發祥聖蹟
- 榮養學校
- 二冊
- 業務概要 外
- 臺南高等工業學校一覽
- 鹿兒島縣立圖書館郷土資料分類目錄
- 國民精神總動員實施概要(第一輯) 外一冊
- 滿洲娘々考
- 防長郷土資料文獻解題
- 和 漢 年 契 外十二冊
- 色丹島のアイヌ族 外二冊
- 農業試驗場彙報 外四冊
- 穀類貯藏の研究
- 新農村の建設 外十冊

- 軍人援護會
- 蒙古聯合自治政府
- 樺太廳文化振興會
- 樺太廳文書課
- 鹿兒島史談會
- 榮養士會
- ドイツ國圖書館
- 小沼中央試驗所
- 臺南高等工業學校
- 鹿兒島縣立圖書館
- 樺太廳長官々房企劃課
- 滿洲事情案內所
- 山口中央圖書館
- 伊藤東海
- 林 欽 吾
- 臺灣總督府
- 樺太廳觀測所
- 中西弘成

天津水災誌  
會報 第四號  
南方經綸 外五冊  
臺灣總督府工業研究所彙報 外六冊  
映畫藝術の性格 外一冊  
日本より全人類へ 外六十九冊  
邦領樺太西海岸北部の遺跡調査概要  
水島鏡也先生傳  
内路村勢要覽  
事變と臺灣人  
戰爭か平和か 外一冊  
隨筆 顏兄弟  
子供研究講座 外一〇九冊  
尼崎市立圖書館和漢圖書目錄 第三冊  
臺北帝國大學一覽  
堺市立圖書館圖書目錄  
浦安の舞  
タラバカニの話 外一冊

北支派遣本間部隊本部  
樺太食品卸賣市場協會  
古川 武二郎  
臺灣總督府工業研究所  
樺太映畫研究所  
中山 春男  
新岡 武彦  
爰 庵 會  
内路村役場  
臺灣總督府臨時情報部  
樺太廳時局課  
外地評論社  
羽田 勝三  
尼崎市立圖書館  
臺北帝國大學  
堺市立圖書館  
鳥集 正孝  
樺太廳博物館

樺太廳學事關係職  
山梨縣圖書館協會報  
增加圖書目錄  
機械工學年鑑  
印度の印象  
太平洋二千六百年史  
學童と圖書館 八冊  
圖書分類目錄  
日本馬術史 外三冊  
外遊漫筆  
演習林報告 二九號 外一冊  
佛領印度支那產業地圖  
和漢圖書分類目錄  
音と物性  
三十年間の思ひ出を語る  
江戸時代に於ける内鮮文物交流參考圖書展覽會目錄  
太田伍長の陣中手記  
市立名古屋圖書館年報 外二冊

樺太教育會  
山梨縣圖書館協會  
山形縣立圖書館  
日本機械學會  
第一工業製藥株式會社  
海防義會  
大阪市立圖書館  
華中鐵道股份有限公司圖書室  
日本騎道會  
吉田 辰秋  
東京市帝國大學農學部附屬演習林  
日本印度支那協會  
愛媛縣立圖書館  
古屋 碧  
瀬川 源吾  
朝鮮總督府圖書館  
岩波書店  
市立名古屋圖書館

成田事業年報  
 兒童圖書目錄  
 森 格  
 昭和十三年拓務統計 外一冊  
 住宅組合業の拾記  
 古事記諸本解題 外一冊  
 海國日本圖繪  
 鯀鱈鮭鱈收獲高竝漁業稅  
 樺太醫師會々報  
 夏の樺太の印象 外二冊  
 論 叢  
 大橋圖書館第三十一回年報  
 國學院大學紀要  
 天野屋利兵衛傳  
 圖書館案内  
 新着圖書目錄第二報  
 南洋關係誌料展覽目錄  
 堂島米市場史

成田山新勝寺  
 石川縣圖書館  
 森格傳記編纂會  
 拓 務 省  
 第一相互住宅株式會社  
 志波彦神社  
 同潤會館井上會  
 樺太定置漁業水產組合  
 樺太醫師會  
 小 寺 廉 吉  
 滿洲帝國大同學院  
 大橋圖書館  
 皇典講究所  
 天野屋利兵衛之碑建設會  
 臺南市立臺南圖書館  
 眞岡圖書館  
 臺灣總督府圖書館  
 大阪堂島米穀取引所

行啓記念山口縣立圖書館年報  
 黎明期の我が海軍と和蘭  
 富山市立圖書館一覽 外一冊  
 三 國 志 卷ノ三  
 國學院大學圖書館和漢圖書分類目錄 外一冊  
 岡山圖書館年報  
 教育勅語と徳島縣  
 脚本集春琴抄  
 讀書運動 外一冊  
 西 郷 南 洲 外二冊

縣立山口圖書館  
 南洋事情調査會  
 富山市立圖書館  
 黒川長重  
 國學院大學圖書館  
 岡山圖書館  
 岩村武勇  
 笠原トミ  
 長野縣中央圖書館  
 丹羽康彦

昭和十五年度圖書館日誌抄

五月 八 日 水曜 晴後雨  
 館長北日本圖書館會議に出席の爲山形縣へ出張す  
 六月 十三日  
 各支廳市町村宛貸出文庫二個宛(八十冊)發送す  
 七月 九 日  
 樺太拓殖道場へ貸出文庫五十冊入替を爲す

七月十九日

山中小學校生徒二四名見學の爲來館す

七月二十日

午後四時より中學校圖書館委員及山口、内藤、下里、岡田教諭等十數名少年室に會し、種々懇談し、中學校側の意見を聞く

七月二十一日

館員一同大泊圖書館を見學す

八月四日

午後六時より圖書館に於て伊藤東海氏を迎へて、座談會形式に依る講演會を開く、會する者古屋視學官栗山、綿引教諭外約三十名

八月五日

昨日に引續き午前九時より受講者は、折悴の雨中にも不拘多數來館し、豫定時間より二時間延長、約五十名の會員達は熱心に伊藤東海師の指導を受く

八月七日

圖書館開館三周年記念日を迎へ、館員一同神社參拜をなし、午後書籍商を迎へ懇談す

八月八日

公立眞岡圖書館開館、館長、鹽野司書參列の爲出張

八月十七日

全島教育大會へ館長出席

八月十八日

江部、智來尋常小學校長及生徒本館見學

九月八日

白浦小學校生徒三十名本館見學

九月十日

本日より五日間曝書

九月十六日

事務室増築竣功し移轉を行ふ 秋季大掃除

十月一日

本日より五日間防空演習、館員は半數宛午後九時迄殘留服務す

十一月十二日

豊榮支廳(八十冊)市役所(八十冊)拓殖道場(五十冊)貸出文庫發送す

十一月十四日

海洋道場より貸出文庫が歸着

### 讀者の聲

樺太廳圖書館も昭和十二年開館以來、着々と内外共に充實の歩を進めてゐるけれど、現在の狀勢

としては閲覧室の手狭なことが、最も大きな悩である。其の爲に館員も常に意を用ひてはるるものゝ、豫算の關係上解決されない問題となつてゐる。

然し図書館への期待の聲は近來急に高まつたことは館として喜に耐へない。さうした聲の代表として次に其の二三を掲げよう。

X X X

婦人から見た今日の図書館 (希望)

佐藤 惠 永子

本島にも立派な図書館と云ふ文化機関がありながら利用する方のまだく、少ないやうに見受けませんが、私は月に五度、六度と足をはこび利用させて貰つて居ります。今日の樺太図書館が樺太の北方文化建設と云ふ大きな仕事にあたり、樺太廳図書館の存在は一番本島文化の推進に對し大きな役割を背おつてたつてゐる機関であることを足を運ぶ事によつて知る事が出来ました。而し私は図書館に五度、六度と足をはこび、あの目錄カードをめくりながらぎつしりとつめられた書籍の香りをかぐたびに痛切に感じられる事は、図書館の文化的活動の無氣力と云ふ事が非常に頭にこびりついて來てならぬのです。つまり現在のまゝの図書館の活動では餘りにも淋しいと云ふ感じをうけたのであります。図書館が文化機関の一翼として、その文化的活動使命を強度に發揮せねばならぬと云ふ事です。その高度に發揮せねばならぬと云ふ事に對して図書館自身は大いに反省して頂くことを切望して止まぬものであります。私は先づ図書館人はよき熟練工となつてほしいと思ふのであり

ます。つまり今日の図書館の活動はモビールの缺乏した機關の空廻りにすぎぬと思ふのです。而して良き熟練工となつた時、その機關に最良のガソリンをそゝいでいたゞきたいのです。図書館人は新しい機態に革新し、この彪大な文化戦場に力強く前進して行く熱情的な騎士となつて頂きたい。そして機關をゴーゴーと廻轉させるのです。されば、その凄まじく廻轉する機關の續く限り、樺太の文化は愈々その磨きがかかり、すばらしい光澤を發揮させる事が出来るのでありませう。樺太廳図書館人よ最良の熟練工たらんとベストを盡して戴きたい。熱情的な騎士となり操つる機關が重要な機關である事に大きな望みをかけることです。樺太の文化は閉ちこめられた一孤島の文化としてでなく熱意をもつてこの特色ある一孤島の文化を發揚せなければならぬのです。

(三月十二日樺太日々新聞より採萃)

図書館に來て

豊一高二 神代 ミユキ

今日は図書館へ行かうと早く夕飯を食べて家を出ました。暮易い秋の日は五時といふのにあたりはすつかり暗に包まれて、山の端がわづかに夕映に色彩られて見えます。人通りのない官舎街はもう夜です。ポツ／＼電燈の光が洩れて來て、歩道の落葉がカサ／＼と並木の根かぶに寄つて行きまゝ。弟も淋しいのかオーバの襟に頸をすくめてだまつてあとをついて來ます。靜かに図書館に入つて「綴方」といふ本を借りました。例文など澤山あります。夢中で一つ読みをほりホツと顔を上げて見ると、弟は口をものが／＼させてわき目もふらず漫畫を読んでゐます。あたりを見廻しますと、思つたよりも小學生が多く來てゐる。中學生も多い。又商店の小僧さんらしい十七八歳の人もゐる。

何か手帳に書寫してゐる。その人はあたりまへの事をやつてゐるやうに落着いてゐる。かういふ人を見ると偉いなど、何か尊い氣がして頭が下るやうな氣がします。一日中立ち働いて身體も休めないで、わづかの時間を利用して此の圖書館に来て本を見て、大切な所などを書きぬいてゐるのだ。ずる分心掛の良い人だと思つてなほ注意してみてゐると「ハツと何か氣がついたらしく、顔を上げて時計を見て「ボタン」と本を閉ちてさつさと歸へつて行きました。

本居宣長の

をりくゝに遊ぶ暇はあの人の暇なしとて文讀まぬかな

といふ短歌を讀方で習ひました。これは自分のことを言はれてゐるやうな氣がします。

私が圖書館に来るのも少女倶楽部のつゞきを讀んだり、少女小説をあちこち拾ひ讀みをする。半分遊びに来るやうなものです。今!! 私は此の小僧さんに讀書の仕方を教へられ、又實行するやうにと教へられたやうな氣がしました。此の時何か一つの感に打たれ圖書館を有難く思ひやした。

……奉公の身で獨學で小僧からたゞき上げて國家に有爲な實業家になつた人もゐる。此の實業家になれたのも一つは讀物の手助があるからだ……と私はかう思ふと、今迄の不眞面目な態度を恥づかしく思ひました。(應募文集より抜萃)

## 附 録

### 一 圖書館の存立意義

從來多くの人々は圖書館は本を集めて希望者に見せるところだと思つてゐたに違ひない。又或人は學生が勉強をしに行くところだ位に思つてゐたかも知らない。現に或市立圖書館に對する一般人の理解を調査したところ多くの回答の中には「本屋だと思つた」と云ふやうな人さえもあつた位である。このような極端な考へ方をしないまでも本を借して呉れる役所だと思つたり、第一の如く本を集めて希望者に見せて呉れるところだといふ考へ方が大部分を占めてゐたことは事實である。圖書館の機能がそうした部面を持つてゐる事は眞實であり、過去にそうした傾向の歴史を持つてゐたことも今日社會人をして正しき認識を與へ得ない因であらう。然らば今日の圖書館はどんな所であらうかと云ふと、一口に云へば社會人の讀書機關であると同時に社會に對する百科贈典の役割を持ち、而も進んで社會人の教育機關となると云ふ事が出来るであらう。即ち第一の機能は社會人をして意の欲するまゝに讀書し得る機關であるから社會の如何なる階級の欲求にも添ふべき圖書を備へ、如何なる人の利用も歓迎し、第二の百科贈典の機能としては社會の如何なる部門、如何なる事柄の質問に對しても圖書館は圖書館の有する資料に依つて社會人の欲求を満足せしめ、第三の社會人の教育機關としては前二者の外進んで社會人の教師として社會の推進と共に社會人に教育を施し人の生涯その教育的効果を擧げしむるものである。従つて今迄考へられて來た圖書館といふものゝ

概念であつた死せる蔵書館でなく、今日の社會には無くてはならぬ重要な機關となつたわけである。國民の知識、教養の全面的向上が要求せらるゝ今日世界諸國が圖書館の充實發展を期してゐるのも、圖書館が實にかうした重要使命を有してゐるからである。我國に於ても昭和八年勅令第一七〇號を以て圖書館令の劃期的改正をなし、圖書館の内容充實を圖りつゝあるのである。

### 二 圖書館の歴史

我國に於ける圖書館の歴史は實に古い。即ち、圖書を蒐めて希望者の閱覽に供したと稱せらるゝものは紀元一四三〇年頃（寶龜年中）光仁天皇の御宇大納言石上 嗣卿が奈良の私邸に圖書室を設け芸亭と名づけ公開したのが我國公共圖書館の嚆矢とされてゐる。この事は實に世界に誇るべき圖書館の歴史である。其の後金澤文庫、紅葉山文庫等有名な文庫が設けられたが近代的圖書館としての形態を以つて設立されるに至つたのは實に明治五年以後である。即ち明治五年六月文部省が東京湯島に書籍館（帝國圖書館の前身）を設けたのを始めとして静岡、秋田、高知等各地に書籍館（後にはいづれも圖書館と改稱された）が設けられた。文部省は明治十二年制定した教育令の中に於て書籍館に關する規定を設け地方圖書館の發展を劃策したのであるが、これが動機となつて其後各地に圖書館の新設を見るに至り、更に明治三十二年十一月文部省は勅令四二九號を以て圖書館令を公布圖書館行政の根本方針を定めるに至つたのである。この勅令は明治三十九年、明治四十三年等數度の改正を經昭和八年七月の大改正に依つて近代圖書館經營の基幹となるに至つたものである。

圖書館數も昭和十二年三月末現在四八九三館の多きに達する 至つたのである。

圖書館活動の歴史的經過についても明治五年を出發點として、好學家の圖書館、學生のための圖書館、好事家の圖書館、より、一般市民の圖書館、へと次第にその事業普遍化の道を辿り遂に今日の如き、國民の頭腦、國民の參考的所在、となるに至つたのである。今日では最早や圖書館は好學者や學生の専有物ではなく市民の百科辭典であり開放せられた社會人の大學であり、圖書館は何人の如何なる質問に對しても、如何なる知識の欲求に對しても満足なる解答を與へることが出来るのである。

芸亭 記念碑 昭和五年奈良縣丹波市に日本圖書館協會で記念碑を建立す  
明治初年の圖書館

東京書籍館 明治五年 静岡書籍館 明治十一年 秋田書籍館 明治十二年  
高知書籍館 明治十二年

### 三 圖書館の種類

普通一般に圖書館と稱せられるものは第一章に述べた如き性質の圖書館であるが、斯種の圖書館は誰でも利用することが出来るものであつて公共圖書館と稱せられてゐるのが、此の外にも學校内に設置せられ所屬學生のみ之を利用し一般人の利用を許さない學校圖書館、農業研究所や試験場等に設けられ其道の人のみの利用に供する専門圖書館又は參考圖書館等の如きもの等もある。これら

のものを總稱して特殊圖書館といふのである。この外設立者の區別に依つて官立、公立、私立等區別されるのである。

本館の如きは官立公共圖書館である。同じ公立圖書館の中にも道府縣立から市町村立に至るまで多種多様あり又經費の如きも十萬圓の圖書館もあれば二、三十圓といふ僅少なものすらある。これらの各圖書館を十分活動させ前述の如く眞に社會有用の機關たらしめる爲には十分なる經費と優秀なる館員を置かなければならないことは勿論であるが、利用者の圖書館に對する理解も亦必要である。我々は圖書館が各地に於て社會に齎らした多くの功績を見るにつけ、圖書館の新設と經費の充實に意を用ひなければならぬ事を痛感するのである。殊に吾等の郷土樺太には本館の外大泊、眞岡に各一館を有するのみであり全島四十萬島民の讀書機關として、又北進日本の據點たる樺太の文化機關として誠に恥しい次第である。内地のそれに比するまでもなく現在の如き状態であつてはならぬと思はれるのである。

北部日本の充實と發展途上にある樺太全島民の文化と教養向上を期するため特に圖書館新設に努力しなければならぬ。

#### 四 圖書館の仕事

第一章に述べた通り圖書館の機能には三大重點があるのであるが、圖書館は之が機能を果すために先づ日々出版される圖書を選択し購入するのであるが、圖書の選擇に當つても常に利用地域の産

業、風土等に意を注ぎ、苟も一般の利用者の不便を感じざる様注意してゐるのである。圖書館員は其の爲に多くの努力と注意を持ち時々利用者の方からも「讀みたい本」の希望を圖書館に申出で圖書の選擇について協力して頂きたいのである。

購入された圖書が分類整理されて利用者の前に出るまでには、相當の人手と時間を要するものである。今購入された圖書が閲覧室に入る順序を書いてみよう。

選擇↓購入受入↓押印↓分類↓目録↓レベル貼付↓新刊揭示↓排架↓出納所↓閲覧者

購入された圖書は先づ落丁汚損等の點檢をしなければならない。點檢を終へた圖書は目録係に依つて數種の目録が作られ、やがて分類と云ふ仕事にかゝるのである。分類と云つても利用者の立場を考へてなされるために相當廣い部門に涉つて細目を作つた分類表に依るのであつて、本館で使用してゐる(日本十進分類表)項目だけでもザット一千項目餘その項目にうまく分類して閲覧者が目録を索す場合に自由に希望の圖書を摘出し得るうや都合よくするために相當の時間と努力を要するのである。更に分類上の欠點を補ふために多くの目録(参照カード、分出カード等)を作らなければならぬのである。

分類と目録の作業を終つてからレベルが貼られ閲覧室に出て來るのである。以上は圖書整理の館員の事務的仕事であるが、對閲覧の仕事となつて來ると、先づ

- 一、館内 閲覽
- 二、館外 閲覽
- 三、貸出 文庫



#### 四、其他の移動貸出

##### 【移動貸出】

一、二、三に就いては後章「どんなにして利用するか」の項に於て利用の方法を兼ねて説明するとして、四の其他の移動貸出について述べて見よう。アメリカでは自動車で各地各家庭等に配本して行く方法をとつてゐるものもあるやうであるが、外國の例はさておき我國での例を挙げてみる

- 1 朝鮮の鐵道圖書館では列車の中に圖書館の圖書を備付け旅行者の閲覽に供してゐる。
- 2 岡山市立圖書館及四日市、徳島縣立圖書館、東京の移動圖書館等では市内の各戸を圖書館の三輪車、自動車等が訪問し配本してゐる。
- 3 兵庫縣巡回文庫、神戸市立圖書館では公園や海水浴場に出張してテント張りの圖書閲覽所を設けて圖書を閲覽せしめた。

以上の様に圖書館では閲覽者の側に立つて飽くまでその利用上の便利を考慮し多大の犠牲と努力を拂つて之が利用を勧奨してゐるのである。圖書館ではまだこの外に講演會、映畫會、展覽會、講習會等を開催して社會人の教育の機關となるべき事業も行ひ所謂社會教育の中心となるべく努力してゐるのである。

#### 五 圖書館はどんなにして利用するか

圖書館では前述の様に色々苦心して圖書館を利用する人のために事務上の研究や圖書運用のため

の便宜を圖つてゐるのであるが、之を利用するものがうまく利用する方法を知らないため、圖書館員の努力が酬いられない場合が相當ありはしないかと思ふのである。

圖書館利用について先づ一般に考へられる事は圖書館に行つて本を借りて読むといふ事であるが、之を圖書館では普通館内閲覽と稱してゐる。圖書館を利用する多くの人はこの方法に依つてゐるのである。館内閲覽でも東京や大阪等の大都市の圖書館では閲覽料を徴してゐるところもあるが本館を始め地方の小圖書館では殆ど無料で而も自由に圖書の閲覽が出来るのである。

圖書館へ行くとき先づ読みたい本を探すために、圖書目録といふ厄介なものに手を觸れなければならぬ。圖書目録は大抵カードで作られ順序よく區別(分類)されて、排列(カードの列べ方)も五十音順(アイウエオ)に辭書のやうに列べてあるので一、二度手をかければ決して厄介なものでもなく、却つてその便利さに驚く位である。

例へば「樺太の漁業」と去ふ本を見やうと思へば、

目録(カード函)の見出の中「郷土資料(産業)」といふところを見付出し、その中に數多く入れられたカードは五十音順に順序よく排列されてあるから「ア」より順を追つて「カ」を探し出せば「カ」の中も順序よくカードカラと云ふやうに排列されてゐるのであるから直ぐ「カラフトの漁業」を探し出すことが出来るわけである。

こんな具合にして目録の中で自分の読みたいと思ふ本のあることを知つたら、

豫め貰つて置いた閲覽用紙に所要事項を記入して出納所に申込めば手易く本を借りることが出来るのである。

大體以上のやうに圖書館へ行きさへすれば、どんな本でも容易に讀書する事が出来るのであるが、この目録を索して希望の圖書を探し出すといふ事がなれない間は相當苦心を要することなのであるけれども、圖書館に初めて行つた人は係員に目録検索の方法をたづねさえすれば詳しく説明して呉れるので一、二度行けば直ぐに樂々と目録を探し出すことが出来るやうになる。

前述の様にして圖書館を利用する場合でも常に圖書館は吾々の辭書であるといふ考へ方を以て自分の研究しようとする事、調べやうとする事柄を館員に相談すれば圖書に關係のある事は勿論、圖書に關係のない事でも快く解答することが出来るのである。列へば自分は亞寒帶業の調べたいと思つてのだけでもどんな圖書があるのか分らないとか、婚姻手續の書式が知りたいとか、或は又今度内地へ旅行したいのだが内地の地理人情、風俗等を豫め調べて置きたいとか云つたやうな場合係員に相談さえすれば直ちに希望の参考書を提供して調査に役立せるやうに出来るのであるから何か調べる必要の生じた時には圖書館へ行くなり、電話（樺太廳圖書館は豊原二四七五番）を掛けるなり葉書を出すなりしてたづねさえすれば日常茶飯の事までその参考書を知ることが出来るのである。これらを總稱して“讀書相談”と圖書館では云はれてゐる。

以上の様に圖書館へ行きさえすれば無料で而も豊富な知識を得られるのであるが、仕事や勤めの關係で圖書館に行かれない人のために圖書館では、圖書館の本を自宅へ持つて歸つて讀む事の出来るやうな便利な方法もあるのである。この方法は日本國中いづれの圖書館でも行はれてゐる方法で圖書館に行つて圖書を讀む方法（館内閱覽）と違つて大抵有料で一ヶ〇一圓乃至三圓位の料金を徴して館外持出の許可證（本館でも壹圓で一ヶ〇間有效の圖書携出券）を發行して圖書館に來てゆつ

くり讀書する閑のない人々のために便宜を與へてゐる。圖書携出券は保證人さえ極めて願出さえすれば直ちに下附され、その日から圖書を借りて歸る事が出来るのである。一回の借出冊数は二冊で十日間の期間借りることが出来、讀了さえすれば何回でも借替を行ふことが出来るのである。

その外團體で圖書を借りたいときや遠隔の地の人々のために貸出文庫等の設けもあり苟も圖書館設置の利用地域内の人々の利用に不便のないやうに出来てゐるのである。圖書館は單に學生だけの行くところばかりでもなければ、又小説ばかり讀むところでもなく日常生活の好伴侶として國民の辭典として活動してゐるのである。であるからこれをよく利用することは自己の修養は勿論、生業の研究向上其他あらゆる知識を得ることが出来るのである。従つて國家社會の繁榮を招來することにもなるのである。

### 閱覽者 公德

○一切黙讀を旨とする事 ○腰掛の掛け方服裝態度等自己の品位を保ち他人に迷惑をかけ、不快の念を起さしめざる事

○書物をめぐる際は指頭に唾をつけざる事

○鉛筆の削り屑ペン先の廢物其他の古屑は所定の籠に投げ入るべき事

○友人と談笑せざる事

○書籍は大切に取扱ひ、汚損破葉切貫き等をなさざる事、若し過ちたる時は直に係へ届出でられたき事

○其他公衆衛生公德を重んずべき事

○喫煙は喫煙室にてなされたき事

携出の出来ぬ圖書

本館藏書のうち次の様なものはおぼね館外携出が出来ません

○貴重書、辭書、年鑑、新聞、墨帳、古寫本、絶版書の重なもの、寫真帳、圖録、圖案地圖其他讀者の多い参考書

○新に收藏した圖書で閱覽に供してより一箇月を経過せぬもの

Handwritten notes in Japanese, including characters like 種, 書, 区, 蔵, 本, 冊, 区, 蔵, 本, 冊.

昭和十六年八月三日印刷  
昭和十六年八月七日發行

樺太廳圖書館

樺太豊原市大通南一丁目  
印刷者 岩 船 ナ ミ

樺太豊原市東六條南五丁目  
發行所 樺太廳圖書館  
電話二四七五番

携出の出来ぬ圖書

本館蔵書のうち次の様なものはおほむね館外携出が出来ません  
 ○貴重書、辭書、年鑑、新聞、墨帳、古寫本、絶版書の重なもの、寫真帳、圖録、圖案地圖其他讀者の多い参考書  
 ○新に收藏した圖書で閱覽に供してより一箇月を経過せぬもの

昭和十六年八月三日印刷  
 昭和十六年八月七日發行

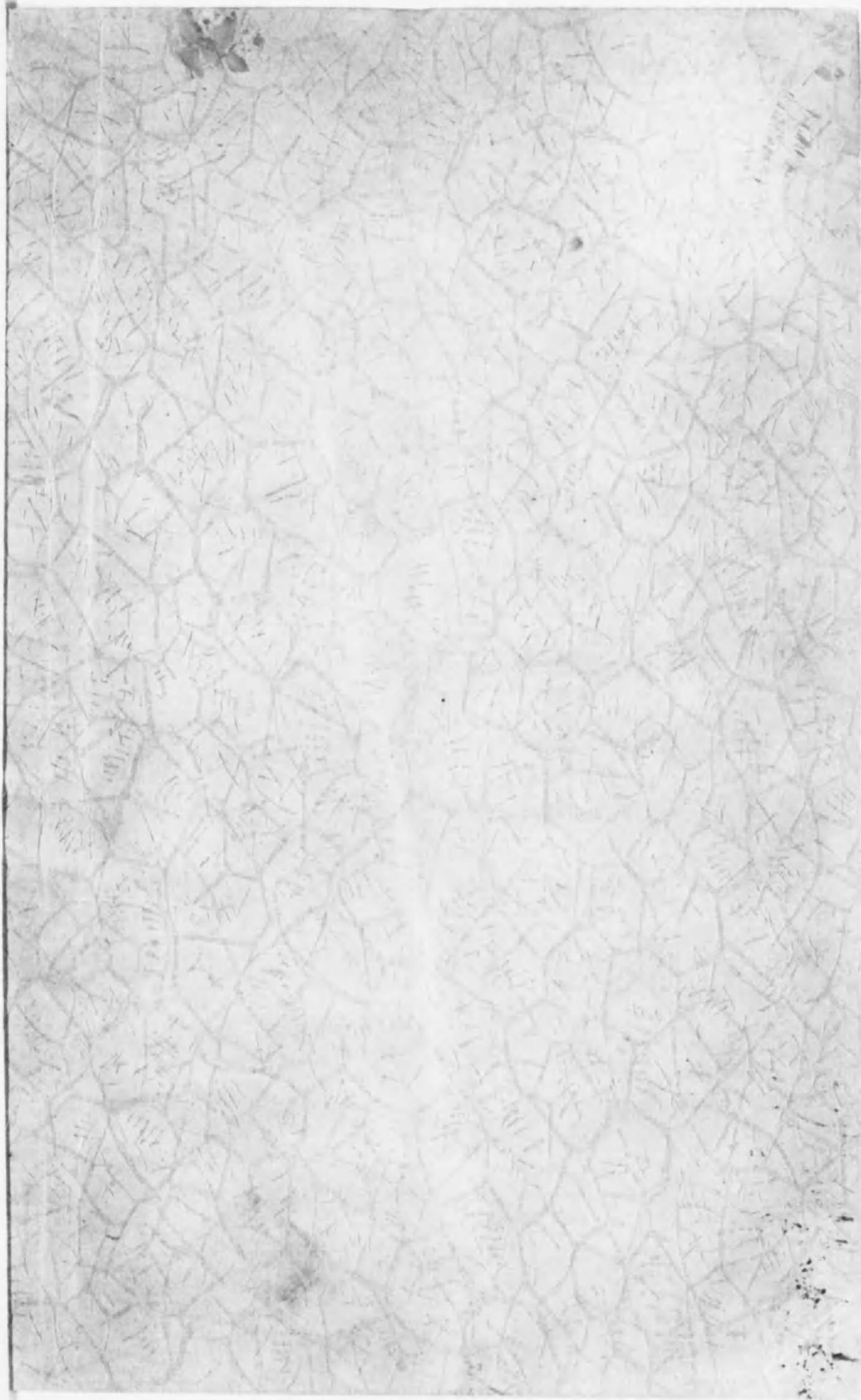
華太德圖書館

製本控

冊	222	函	363	號	年	月	日
書	華太德圖書館(昭和十六年)						
書	華太德圖書館						
書	昭和拾七年四月 拾日						
書	申						

278

363



終